

一般社団法人 日本神経回路学会 入退会・会費および会員種別変更等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本神経回路学会(以下「本会」という)の定款第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき、本会の入退会および会員種別変更等に関し、必要事項を定めることを目的とする。

(入会金および会費)

第 2 条 本学会の入会金を次の通りとする。

- (1) 正会員 2,000 円
- (2) 学生会員 2,000 円
- (3) 賛助会員 無料
- (4) 名誉会員 無料

2 会員は次の会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 年額 10,000 円
- (2) 学生会員 年額 3,000 円
- (3) 賛助会員 一口 50,000 円(一口以上)
- (4) 名誉会員 無料
- (5) シニア会員 年額 3,000 円

3. 本学会の正会員、学生会員、賛助会員(一口 1 名)、および名誉会員、シニア会員、に対しては欧文誌「Neural Networks」のオンライン購読権が付与される。

4 会員の種別を変更する場合は入会金を要しない。

5 会費は、該当年度に対し年額 1 回前納することを原則とする。

(滞納時の対応)

第 3 条 会費および欧文誌購読料の滞納が当該年度終了後 3 カ月以上におよぶときは、納入督促を行い、当該年度最終週までにこれに応じなければ、該当次年度の機関誌および欧文誌のオンライン購読権を停止しその旨通知する。また、原則として本会が主催する学術的会合・選挙・総会への参加も認めない。

(除名について)

第 4 条 会費の滞納が当該年度終了後 6 カ月以上におよぶときは、納入督促を行い、これに応じなければ「除名処分となる」ことの警告を行う。ただし、当該次年度最終週までは猶予期間とする。該当次年度最終週までに理事会が正当と認める理由を持って応じない場合には理事会および総会の審議を経て除名する。

2 再入会を希望する場合は、滞納した 2 年間の会費を完納しなければならない。

3 再入会が理事会の議決によって承認された場合には、除名から再入会の期間は会員の資格が停止しているものとして取扱い、その旨を通知する。

(退会について)

第 5 条 会費の滞納がある会員が退会しようとする場合には、原則として、本会の定款第 9 条に定める退会届提出以前の滞納額を完納しなければならない。

(賛助会員の入退会)

第 6 条 賛助会員の入会申込および退会届出は、随時可能であるが、賛助会員登録は年度単位で行う。また、退会もしくは口数変更の届出がない限り、次年度も前年度と同様の条件で自動的に継続される。

(年度途中の入退会)

第 7 条 年度途中の入会の場合、そのときから会員としての資格を得るが、会費は一年分納入する必要がある。また、退会を希望する場合は、本会の定款第 9 条に従い、その事業年度の末日まで(賛助会員についてはその事業年度の末日の 60 日前まで)に書面または電子メール等で退会の申し出をしなければならない。ただし、その事業年度の会費は返却されない。

(入会および会員種別変更時の対応)

第 8 条 入会および会員種別変更を承認したときは、会員名簿に登録し、申込者にその旨を通知するとともに、本会機関誌に氏名を発表する。

(退会時の対応)

第 9 条 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿から抹消する。

(名誉会員について)

第 10 条 名誉会員については、別に定める「名誉会員規程」による。

(賛助会員の変更について)

第 11 条 賛助会員の負担口数の変更申し出を承認したときは、賛助会員にその旨を通知する。

(再入会)

第 12 条 退会を承認された者が再び入会を希望する場合は、新たに入会する場合と同じく本会の定款第 7 条に定める手続きを経なければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入のうえ、備考欄に退会年月を明記しなければならない。

(除名者の再入会時の対応)

第 13 条 本会の定款第 11 条第 3 項に相当し、本会の定款第 10 条第 4 項により会員の資格を喪失した者が、再び入会を希望する場合は、滞納会費を完納のうえ、新入会の場合と同じく本会の定款第 7 条に定める手続きを経なければならない。ただし、入会申込書には所定の項目を記入のうえ、備考欄に資格喪失年月および資格喪失理由を明記しなければならない。

(学生会員からの会員種別変更時の対応)

第 14 条 学生会員がその資格を失い、正会員へ資格変更を望む場合は、資格を失った後、最初の 12 月末日までに手続きをとらねばならない。手続きは書面または電子メール等による申告と正会員の年会費の納入のみとする。年度途中において、学生会員から正会員への資格変更を望む者が、既に学生会員の会費を納入済みの場合には、正会員の会費額と学生会員の会費額の差額を納入することにより、正会員へ資格変更を認めるものとする。

(再入会除外者)

第 15 条 本会の定款第 10 条第 2 項により会員の資格を喪失した者および本会の定款第 11 条第 1 項または 2 項に相当し、本会の定款第 10 条第 4 項により、会員の資格を喪失した者は、原則として再入会を認めない。ただし会則第 11 条第 3 項に相当し、本会の定款第 10 条第 4 項により、会員の資格を過去 2 回にわたり喪失した者は、原則として再入会を認めない。

(報告事項)

第 16 条 会長および財務会計理事は、本会の定款第 46 条に従って会員の異動を毎年度末に調査し、理事会へ報告する。

(欧文誌購読について)

第 17 条 欧文誌購読オンライン化により、条文削除

(シニア会員への変更)

第 18 条 正会員からシニア会員への変更を希望する者は、満 65 歳になった年およびそれ以後の年の 12 月末日までに、会員種別変更の手続きを完了させなければならない。手続きは、学会の指定する書面により申請を行い、学会から了承の返事をもって完了とする。なお、シニア会員への変更には、以下の条件を満たすことが必要とされる。また、シニア会員である者が常勤職を得た場合は、正会員への変更を必要とするものとする。

- (1) 本学会の正会員歴が通算 10 年以上であること
- (2) 定年等で常勤職をすでに退かれていること

(3)会員であった期間の会費を完納していること

ただし、本規則施行日にすでに定年等で退会している者が、65 歳以上であり、かつ上記三条件を満たし、シニア会員への復帰を望む場合には、これを認めるものとする。

(改正)

第 19 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

Ⅰ この規程改定は、令和5年3月6日から施行する。

2022 年 9 月 28 日 施行

2023年 3 月 6 日 理事会承認を経て改定